

論文の内容の要旨

論文題目 戦間期国際秩序思想史の再構成
動態的国際法論の系譜における国際政治学的思考の成立について

氏名 西 平等

本論文は、戦間期を中心とする国際法思想史を見直すを通じて、国際法論と国際政治学的思考の関係を再構成する。その議論を通じて反駁されるのは、次のような通念である。<戦間期の国際法論においては、リーガリズム（法律万能主義）が支配的であり、戦争の違法化を中心とする平和構想が主流であったのに対し、モーゲンソーやカーが、国家間の勢力関係という「力」の要素を重視する思考によって、国際法論を外部から批判し、国際政治学の礎を築いた>。

このような通念に換えて、本稿では、戦間期の国際秩序構想について、次のような理解が論証される。<戦間期の国際法論においては、国家間の勢力関係の変動に対応して法を変更する仕組みの構築が目指され、現行法の適用の限界を強く意識する平和構想が展開されていたのであって、そのような国際法論内部の問題関心を継承することによって、モーゲンソーやカーが、国際政治学的思考を作り上げた>。

本論文の議論は、以下のような順序で展開される。

国際法論と国際政治学的思考の関係についての検討を開始する前提として、国際法論との対照において、国際政治学的思考の特質が確定されなければならない。その際、<国益と勢力均衡を基軸とする国際秩序構想が、国際政治学的思考の特質である>という通念が、まずもって否定される。独立で自律的（主権的）な国家が、自己保存を中心とする国益を追求しつつ、勢力均衡の仕組みを通じて、それなりに安定的な国際秩序を構成する、という思考は、自然権論や権力均衡論が強い影響力を持っていた18世紀・19世紀の古典的な国際法論に典型的にみられるのであり、20世紀半ばに提唱された国際政治学的思考独自の特質では、決してない。むしろ、カーやモーゲンソーの国際秩序思考を特徴づけるのは、国家間の勢力関係が変動し、それによって、旧来の勢力関係に基づく現行法（status quo）と、新しい勢力関係との間に乖離が生じ、その乖離をめぐる紛争が生じる、という考え方である。

このような考え方には、①国際法が国家間の勢力関係を表現している、②国家間の勢力関

係が歴史的に変動する、③勢力関係の変動によって生じた法と現実の乖離により、現行法（status quo）の維持と変更をめぐる強度の対立が生じる、という三つの基本命題からなる。このような考え方を本論文では「動態的国際法論」もしくは「動態的紛争論」と呼ぶ。

動態的国際法論は、1870 年代のドイツにまず現れる。観念論哲学の影響を受けた法哲学者ラッソン Adolf Lasson は、国際法が勢力関係を基盤として形成され、勢力関係の変動によって法と現実との乖離が生まれると考える。そして、その乖離は、戦争によって法が変更されることで埋められるという。戦争を法変更の手段とみなすこのような考え方は、戦争を権利侵害に対する自力救済（すなわち法の回復）手段として位置づけてきた古典的国際法論と大きく異なる。

国際法を国家意思に根拠づけた 19 世紀ドイツの実証主義国際法学においても、合意が行われた時点における社会関係・勢力関係が大幅に変動した場合に生じる、法と現実の乖離という問題が、主に事情変更原則という主題の下で論じられていた。しかし、実証主義者たちの主要な関心が、国際法を国家法と同じ実定法分野として確立することに置かれていたため、国際法に固有の構造を批判的に検討するという方向に議論が発展させられることはなかった。

事情変更に関する思索を通じて、国際法に固有の構造を批判的に分析してみせたのは、観念論的・反実証主義的傾向を持った公法・国際法学者カウフマン Erich Kaufmann であった。1911 年に公刊された書物において、彼は、動態的国際法論に基づいて、勢力関係の変動によって根拠を失った法規の適用を排除すべきことを主張した。

動態的国際法論は、連盟期の国際法論や平和構想において大きな影響力を持った。従来の研究では、戦間期アメリカ合衆国における戦争違法化運動が、不戦条約や国際連合憲章の成立につながってゆくという歴史過程が強調されてきた。しかし、そのような構図を、連盟体制下のヨーロッパの国際法論にそのまま当てはまるのは誤っている。国際連盟の初期においては、紛争を平和的に解決する仕組みを作らずして、武力による紛争解決を禁止することは、非現実的だと考えられていた。したがって、戦争による国際紛争解決の禁止よりも、むしろ、1924 年「国際紛争の平和的解決に関する議定書」（ジュネーヴ議定書）に象徴されるように、戦争の原因となる紛争を解決する実効的な仕組みを作り出すことに重点が置かれた。戦争違法化構想においては、いかなる性質の紛争であっても、それを武力によって解決することが禁止されるべきである。それに対し、紛争の平和的解決手続の整備を目指す構想においては、それぞれの紛争が、その性質に応じて、適切な解決手続に付託されるような仕組みを作ることが課題となる。つまり、戦争違法化構想においてはほとんど顧みられない「紛争の性質」という問題が、平和的解決構想においては、最重要の意義を持つ。そして、動態的国際法論は、この「紛争の性質」論を主要な舞台として展開さ

れたのである。

動態的国際法論において、強度の国家間紛争は、現行法（status quo）の変更を求める新興勢力と、現行法の維持を図る旧勢力との対立として生じる。そして、伝統的な国際秩序においては、その対立が、戦争を通じて法が変更されることによって、解消されてきたと考えられる。そうであるなら、強度の国際紛争を平和的に解決するためには、現行法の適用によって紛争を解決する手続（裁判）を作るだけでは不十分である。むしろ、現行法を変更することによって紛争を解決するなんらかの仕組みを作らなければならない。そのような関心から、裁判可能な紛争と裁判不可能な紛争を区別し、それぞれを適切な手続に割り振ることを目指す「紛争の性質」論が、国際法学者によって、広く論じられた。

若い国際法学生であったハンス・モーゲンソーザの博士論文『国際司法：その本質と限界』（1929年）もまた、そのような動態的国際法論の文脈において理解されるべきである。モーゲンソーザは、そこにおいて、非合理な権力欲求の衝突である「緊張」と、合理的な主張の対立である「紛争」という有名な区別を用いて「政治的紛争」概念を構成し、国際裁判による紛争解決の限界を論証している。勢力関係の変動を背景として、status quo の維持を目指す勢力と、その変更を求める勢力との間に強度の対立（緊張）が生じるという彼の「政治的紛争」論の構図は、ほぼそのまま、彼の主著である『国際政治』（1948年）における国際政治の基本的構図（「現状維持政策」対「帝国主義政策」）に引き継がれている。

国際法論としてみた場合の、モーゲンソーザの「紛争の性質」論（国際裁判限界論）の特徴は、あらゆる紛争を裁判によって解決しようと主張するラウターパクト H.Lauterpacht 流の「法の完全性（無缺欠性）」を認めているという点にある。モーゲンソーザは、およそ理性的に構成された主張の対立であるなら、体系的に解釈された現行法に準拠して解決を与えることができる、と考える。その意味では、あらゆる紛争は、裁判によって解決可能である。ただ、表面的には理性的な主張の対立（紛争）であるにもかかわらず、深層においては、非合理的な権力欲求の衝突（緊張）を実質としている場合がある。そのような「政治的紛争」を、仮にその表層的な紛争についてのみ現行法を適用して解決すれば、かえって国家間対立を激化させるため、むしろ、それを裁判に付託すべきではない、という。フロイトの精神分析の概念に依拠したこのような主張は、当時としても、かなり異色である。

戦間期の動態的国際法論においては、一般に、労働法に強い関心が寄せられる。20世紀初めに確立された労働法制は、内戦にも至りかねない集団間の強度の政治的対立を解決する特有の仕組みを作り出した。裁判制度や法執行制度の整備された国家内においてさえ、強度の労使集団間対立については、裁判による解決が目指されず、むしろ、必要に応じて現行の権利・義務関係を変更する労働協約や労働調停制度が作られたのである。この事実は、強度の国家間紛争を解決する手続を構想する国際法学者たちに強いインスピレーションを与えた。このことは、モーゲンソーザが、その博士論文を執筆していた時期に、著名な

労働法学者ジンツハイマー Hugo Sinzheimer に師事していたことが偶然ではないことを示している。実際、両者の法理論には強い親近性がみてとれる。

以上のようなモーゲンソーア理解、すなわち、動態的国際法論の系譜の上に国際政治学的思考を位置づける、という理解を、もうひとりの国際政治学の創始者に数えられる E.H. カーにも当てはめることができる。戦間期のイギリスにおいても、ブライアリ J.L.Brierly に代表されるように、動態的国際法論に依拠して国際裁判の限界を唱え、平和的に法を変更する手続を作り出すべきことを主張する議論は、強い影響力を持っていた。カーの国際裁判批判や平和的変更論は、当時の国際法論に対する外側からの批判というよりもむしろ、国際法論に内在する批判的議論から継承されたものである。また、カーがしばしば強調する労働法アナロジーもまた、当時の動態的国際法論に広く共有された考え方といえる。

すなわち、戦間期の国際法論においては、国家間の勢力関係の変動に対応して法を変更する仕組みの構築が目指され、現行法の適用の限界を強く意識する平和構想が展開されていたのであって、そのような国際法論内部の問題関心を継承することによって、モーゲンソーやカーが、国際政治学的思考を作り上げた、ということができる。